

カネカ健保公告第 05-10 号
令和 6 年 3 月 1 日

被保険者各位

カネカ健康保険組合
理事長 鈴木 聡

標準報酬月額について

標記の件、健康保険法第 37 条の規定による被保険者に対する保険給付算定基礎額は、法第 47 条の規定により、次のとおりとする。

記

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 標準報酬月額 | 440,000円 |
| 2. 適用年月日 | 令和6年4月1日 |

以上